

## 開示決定等の期限の延長について（通知）

殿

原子力規制委員会委員長 更田 豊志



令和 2 年 4 月 7 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

### 記

#### 1. 開示請求のあった行政文書の名称等

新旧対照表方式による省令等の改正の手法に関し、本文（いわゆる改正規定）及び表の作成の基準等を記載した文書\*1、貴庁内部で検討\*2を行った文書、その他貴庁において取得し、又は作成した行政文書であって、いわゆる新旧対照表方式について言及するもの。

\*1 内閣官房では「新旧対照表方式による国家公安委員会規則改正に関する対応方針案」（行革本部事務局・警察庁）「警察庁による新旧対照表方式による規則改正について」（内閣総務官室・内閣法制局）等が、総務省では「新旧対照表記載事例集」及び「新旧対照表本文早見表」がこれに該当する行政文書として特定されているところである。

\*2 参照した地方公共団体の事例、本文の表現（例：被改正規則の列挙の方式、表の記号の定義の方式（後段とするか、第 2 条とするかなど）、表の表現（例：表中において [] や二重傍線・破線等の従来の新旧対照表と異なる記号を用いるか）など。

#### 2. 延長後の期限

令和 2 年 6 月 8 日（月）

#### 3. 延長の理由

業務の繁忙に加え、開示請求に係る上記 1. の文書について、これを特定し、法定の不開示情報に該当するものがあるかどうかを精査するのに相当の時間を要することから、通常の期間内に開示決定等を行うことができないため。

#### 4. 担当課室等

担当課室：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房総務課法令審査室

電話番号：03-5114-2101

郵便はがき



□	□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---	---

〒106-0032  
東京都港区六本木1丁目9-9

原子力規制委員会委員長 殿

〒 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

Tel	[REDACTED]
FAX	[REDACTED]
E-mail	[REDACTED]

□	□	□	□	□	□
---	---	---	---	---	---



和 2年 4.07 行政文書開示等請求書

消印のとおり

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項  
 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項  
条例第 条第 項

の規定に基

つき、下記のとおり行政文書（法人文書）の開示公開を請求します。

記

1 請求する行政文書（法人文書）の名称等

新旧対照表方式による省令等の改正の手法に関し、本文（いわゆる改正規定）及び表の作成の基準等を記載した文書<sup>※1</sup>、貴庁内部で検討<sup>※2</sup>を行った文書、その他貴庁において取得し、又は作成した行政文書であって、いわゆる新旧対照表方式について言及するもの。

\*1 内閣官庁では「新旧対照表方式による国家公安委員会規則改正に関する対応方針案」（行草本部事務局・警察庁）「警察庁による新旧対照表方式による規則改正について」（内閣総務官室・内閣法制局）等が、総務省では「新旧対照表記載事例集」及び「新旧対照表本文早見表」がこれに該当する行政文書として特定されているところである。

\*2 参照した地方公共団体の事例、本文の表現（例：被改正規則の列挙の方式、表の記号の定義の方式（後段とするか、第2条とするかなど））、表の表現（例：表中において □ や二重傍線・破線等の従来の新旧対照表と異なる記号を用いるか）など。

2 希望する開示の実施方法等

電磁的記録（文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を含む。）をCD-Rに複写したものの送付による開示の実施を希望します。

ただし、電子情報処理機構を使用する方法又は情報通信技術利用法の適用による方法が可能である場合においては、当該方法による開示の実施を希望します。



お手紙をおかけします。  
〒160-0001 東京都千代田区千代田